

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三
- 土地改良法により換地計画を定めた件二件 三六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 三九
- 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 四〇
- 一般競争入札を行う件二件 四〇

## 告 示

### 福島県告示第二百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年四月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地一ほか

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から平成二十八年三月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月七日認可した。

平成二十八年四月十五日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

### 福島県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、とうわ東地区の県営中山間地域整備事業に係る小手森林換地区の換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類 福島県知事 内堀雅雄
- 二 縦覧の期間 換地計画書の写し

平成二十八年四月十八日から  
同 年五月九日まで （二十二日間）

- 三 縦覧の場所 二本松市役所

（農地管理課）

### 福島県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、とうわ東地区の県営中山間地域整備事業に係る石田換地区の換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類 福島県知事 内堀雅雄
- 二 縦覧の期間 換地計画書の写し

平成二十八年四月十八日から  
同 年五月九日まで （二十二日間）

- 三 縦覧の場所 二本松市役所

（農地管理課）

### 福島県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、とうわ東地区の県営中山間地域整備事業に係る深割田換地区の換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十八年四月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年四月十八日から

同 年五月九日まで

（二十二日間）

三 縦覧の場所

二本松市役所

（農地管理課）

福島県告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
平成二十八年四月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

山野辺常松 馬目喜惣平 木田多六 坂本常三郎 新妻善治 坂本長吉 會川響

會川勝雄 鈴木文平 高田光司 吉田衛 鈴木光助

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第百七十七号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百

八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
平成二十八年四月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

戸田孝男 戸田春男 根本友四郎 根本好雄 根本末二 根本衛 佐藤フキ 菜花

亀松 菜花利昭 菜花勝一 山城伝 山城春男 水野谷義明 石川好文 猪狩テル

ヨ 渡辺亀太郎 渡辺貫綱 坂本福太郎 梶山光治 茗花庄恵 柳井正志 矢内大

道 渡辺益次郎 佐々靖夫 稲葉太二 鈴木美佐子

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第百七十八号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
平成二十八年四月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

豊田興右工門 吉田夏吉 吉田政吉 吉田竹千代 吉田浅次郎 根本益吉 佐藤寅

松 佐藤松太郎 佐藤辰五郎 佐藤馬次郎 糟谷彦吉 箱崎藤八 丹野太二馬 丹

野興惣次 丹野藤一 大友久太郎 大友文治 大谷忠藏 大谷沢芳 中村福太郎

鳥居斌 田子谷兼松 渡辺久太郎 渡辺亀男 渡辺他人 渡辺兵左工門 渡辺喜久

治 渡辺国之助 渡辺好松 渡辺幸之助 渡辺熊太郎 半井久平 半井清一 片寄

善助 豊田作太郎 豊田清吉 豊田藤太郎 豊田刃松 熊谷卯之松 熊谷定直 熊

谷熊次郎 熊谷芳松 熊谷鉄太郎 桶田初太郎 柳葉伊勢松 柳葉善之助 柳葉安

太郎 柳葉幸 柳葉春吉 柳葉藤八 鈴木一夫 鈴木久五郎 鈴木八右工門 鈴木

兼松 鈴木善次 鈴木太郎 鈴木寅松 鈴木己之松 鈴木庄太郎 鈴木弥一郎 鈴

木政次郎 鈴木文吾 鈴木浜次郎 鈴木清光 鈴木清治郎 鈴木漁藏 鈴木萬吉

鈴木重徳 鈴木馬次郎 渡辺兵太郎 豊田清義 鈴木直吉 豊田豊 一村共有者惣

代豊田藤治郎

- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第百七十九号）によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公 告

公告第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成二十八年四月十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	南郷土地改良区
退任した清算人	氏名
清算人	目黒 英宏
同	渡部 堅也
同	邊見 喜芳
同	酒井 陽臣
同	星 昭一
同	平野 保
同	五十嵐 信正
同	目黒 義英
同	土橋 正幸
住所	南会津郡南会津町和泉田字福田二〇三七番地一
同	同 町富山字下居平二五七番地一
同	同 町片貝字石田四三二番地
同	同 町大新田字上村二四六番地一
同	同 町木伏字水根沢前四七九番地一
同	同 町東字居平五六七番地
同	同 町和泉田字久保田二四四九番地一
同	同 町和泉田字福田二〇四三番地二
同	同 町木伏字西居平一〇五一番地

（農村計画課）

公告第92号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年4月15日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 高圧蒸気滅菌装置 9台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成28年10月31日（月）
  - (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
  - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年5月17日

(火) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年4月15日(金)から同年5月17日(火)まで(土曜日、日曜日、平成28年4月29日及び平成28年5月3日から同年5月5日までの期間を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年4月26日(火)午前10時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年5月31日(火)午前11時20分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年5月30日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :Autoclave 9sets

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:20 a.m., 31 May 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 30 May 2016

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第93号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年4月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項



- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ケージ用高圧蒸気滅菌装置 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年10月31日(月)
- (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
  - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年5月17日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において平成28年4月15日(金)から同年5月17日(火)まで(土曜日、日曜日、平成28年4月29日及び平成28年5月3日から同年5月5日までの期間を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年4月26日(火)午後2時 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年5月31日(火)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年5月30日(月)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に闕し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
  - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Autoclave for cage  
1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 31 May 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 30 May 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima  
960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)